

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都葛飾区新宿三丁目9番15号

氏 名 株式会社 アンカーネットワークサービス
代表取締役 碓 隆司

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日 平成30年3月6日

許可の有効年月日 平成37年1月12日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ 金属くず（自動車等破砕物を除く）、カ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成10年1月13日 新規許可
平成30年3月6日 更新許可（優良認定）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

千葉県知事 熊谷俊人様



申請者 〒125-0051

住 所 東京都葛飾区新宿三丁目9番15号

氏 名 株式会社アンカーネットワークサービス

代表取締役 碓 隆司

電話番号 03-6683-3571

担当者名 山崎 邦弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

1 事業の区分 積替え、保管を(行う・行わない)
 2 取り扱う廃棄物
 ア 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く)、イ 紙くず、
 ウ 木くず、エ 繊維くず、オ 金属くず(自動車等破砕物を除く)
 カ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く) (ア〜カについては、石綿含有産業廃棄物を含まない)
 (これらのうち特別管理廃棄物であるものを除く。)
 (ア〜カについては水銀使用製品産業廃棄物を含まない)

事務所及び事業場の所在地

1 事務所 東京都葛飾区新宿三丁目9番15号 電話 03-3600-5873
 2 事務所 愛知県豊田市金谷町三丁目82番地2 電話 0565-30-7230
 3 事務所 岐阜県関市のぞみヶ丘18番 電話 0565-30-7230
 4 事務所 大阪府大東市太子田三丁目2番38号 電話 072-818-1234
 5 事務所 福岡県北九州市八幡西区陣原一丁目1番62号 電話093-644-670
 事業所 東京都葛飾区新宿三丁目9番15号 電話03-3600-5873

事業の用に供する施設の種類及び数量

車両17台 (/ 種類)

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。

なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。

(根拠条文：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条第3項、第14条の4第3項)

千葉県環境生活部廃棄物指導課

※ 事務 処 理 欄

役員変更有り